

山口県報

平成22年
6月11日
(金曜日)

目次

告示	一
平成二十二年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)	一
平成二十二年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課)	三
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所(森林整備課)	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	五
公告	五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
選管告示	七
政治団体の名称等	七
政治団体の異動事項	八
解散等に係る政治団体の名称等	八
資金管理団体の名称等	八
不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正	九
雑報	九
県報の正誤(平成二十一年十月二十七日山口県報の目次)	九

山口県告示第二百三十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十二年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

一 研修の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二二、八、二九(日曜日)

開催場所

柳井市南町四丁目一番一号
柳井クルーズホテル

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第二百三十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十二年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

一 講習の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二二、九、一二(日曜日)

開催場所

山口市小郡下郷一二九二番地
新山口市ターミナルホテル

三 講習の受講料
四千五百円

山口県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人東光会西辻整形外科医院	下松市桜町三丁目一四番三三三号	平成二二、三、三一
医療法人多山皮膚科泌尿器科医院	岩国市麻里布町二丁目八番一四号	" "
松田小児科医院	柳井市柳井三七一五	" 四、一
石川眼科・小児科・内科	周南市周陽二丁目七番一五号	" 三、三一
医療法人恵歯会また歯科医院	光市島田二丁目一番六号	" "
医療法人恵歯会銀座一丁目二二	周南市銀座二丁目二二	" "
ブラザ歯科医院	厚狭郡楠町大字船木一〇二六の七	平成 九、八、"

指定訪問看護事業者等 名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
社会福祉法人阿東町社会福祉協議会	山口市阿東地福上二六九七	あとう訪問看護ステーション	山口市阿東地福上二六九七	平成二二、二、三一

山口県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
近本眼科	宇部市恩田町二丁目五番一五号	平成二二、五、一
くさの胃腸内科クリニック	" 大字東須恵一九七六の一	" "
あだち眼科	山口市小郡下郷二二一六の一〇	" "
ざいつ内科クリニック	" " 一一一六の二	" "
石川眼科	周南市周陽二丁目七番一五号	" 四、"
みつおかクリニック	熊毛郡平生町大字佐賀二二八九の	" 五、"
しまた歯科医院	光市島田二丁目一番六号	" 四、"
銀座一丁目歯科医院	周南市銀座一丁目二二	" "
ブラザ歯科医院	厚狭郡楠町大字船木一〇二六の七	平成 九、九、"
アロマ薬局黒石店	宇部市大字東須恵一九七六の一	平成二二、五、"
恩田薬局	" 恩田町二丁目四二〇二の七	" "
ひなた薬局	山口市小郡下郷二二一六の九	" "
ふたば薬局	周南市新宿通五丁目一番三六号	" "
ひかる薬局平生店	熊毛郡平生町大字佐賀二二八七の	" "

指定訪問看護事業者等 名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人協愛会	山口市阿知須四一七一の一	訪問看護ステーションすこやかナース	山口市阿知須四一七六の一四	平成二二、一、一

山口県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称 所在地	指定年月日
特定非営利活動法人きよう・生	宇部市常盤台二丁目二番一〇号 ケアマネセンター共生	宇部市中央町三丁目二番七号 平成二二、五、一
株式会社おはな	山口市徳地堀一丁目七〇一 居宅介護支援事業所おはな	山口市徳地堀一丁目七〇一 " " " " " "

山口県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称 所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人アス・ライフ	山口市駅通り一丁目三番一〇号 アス・ヘルパーステーション	山口市大市町三番一〇二号 介護予防訪問	平成二二、四、一
特定非営利活動法人きよう・生	宇部市常盤台二丁目二番一〇号 共生デイサービス三丁目の家	宇部市中央町三丁目二番七号 介護予防通所	" " " " " "
社会福祉法人アス・ライフ	山口市駅通り一丁目三番一〇号 大市デイサービスセンター	山口市大市町三番一〇二号 介護	" " " " " "
有限会社ZENROIONNE	須々万本郷六八八の一 センター須々	周南市大字八八の一 " " " " " "	

有限会社あんのメディカル 山口市吉敷中東一丁目一番一 堀一八九三の御 介護予防施設 平成二二、五、一

社会福祉法人青藍会 二番一〇号 山口市大内 深溝八〇三の一 介護通所 平成二二、五、一

医療法人社団青藍会 一〇号 山口市大内 黒川七二九の二 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

有限会社あんのメディカル 〇号 山口市大内 三〇の一 介護施設 平成二二、五、一

山口県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

地域包括支援センター 名 称 主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所 名 称 所在地	指定年月日
上関町 熊毛郡上関町大字長島五〇三	上関町指定介護予防支援事業所 熊毛郡上関町大字長島一五六一	平成二二、四、一

山口県告示第二百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。
平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
保安林として指定された目的
変更に係る指定施業要件
森林所有者又は登記した権利を有する者
氏名又は名称

光市大字三井字足谷七六一の二
土砂の流出の限度
立木の伐採の限度
大阪市住吉区我孫子東二丁目四番一六号
岡田 健

二の二
土砂の流出の限度
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種
光市大字三井二〇六一
半田 吉男

二の三
七六
立木の伐採の限度
大阪市住吉区我孫子東二丁目四番一六号
岡田 健

二 通知の内容を掲示した場所
光市役所

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
保安林として指定された目的
変更に係る指定施業要件
森林所有者又は登記した権利を有する者
氏名又は名称

熊毛郡平生町大字佐賀字大星五五四の八
土砂の流出の限度
立木の伐採の限度
広島県安芸郡海田町寿町六の五〇二
小原美代子

五五四の九
土砂の流出の限度
立木の伐採の限度
海田町寿町六の五〇二
小原美代子

二 通知の内容を掲示した場所

平生町役場

山口県告示第二百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。
平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

上串(1)地区
区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字	地名	地番	標柱番号
山口市	徳地	串田屋	五四二	一号
"	"	"	五三九	二号
"	"	"	一三八五	三号
"	"	田屋平	一三九五	四号
"	"	"	一三九六	五号
"	"	河原平	一三九六の一	六号
"	"	"	一三九八の一	七号
"	"	"	一三九八の二	八号
"	"	"	一三九八の三	九号
"	"	"	五六一の五地先	十号



(二八八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月十一日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク中土居店
 所在地 下関市長府中土居本町五九〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社NTT西日本ア 大阪市中央区今橋二丁目五番八号 岡本 金久
 セット・プランニング
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十三年一月二十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、五四二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 八四台
- (二) 駐輪場の収容台数
 五〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
 一六平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 一八立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社丸久
 午前九時三〇分 午後一一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時十五分から午後十一時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後四時まで

八 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

(一八九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十一日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十一日

山口県知事 二井 関 成

一	大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ゲオ下松店・ウオンツ下松桜町店 所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一	所	代表者の氏名
二	届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所		
三	株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀一番八号		舟橋 政男 福岡 慎二
三	変更に係る事項の概要		
	変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
	大規模小売店舗の名称 株式会社チヨダ	店舗 株式会社チヨダ	ゲオ下松店・ウオンツ下松桜町店
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ゲオ		株式会社ゲオ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"		愛知県春日井市如意申町五丁目一の一の三 森原 哲也

四 届出年月日
平成二十二年五月二十六日
変更年月日
平成二十二年六月一日

(一九〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月十一日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十二年六月十一日

- 山口県知事 二井 関成
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゲオ下松店・ウォンツ下松桜町店
所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社チヨタ
住所 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号
代表者の氏名 舟橋 政男
株式会社ハーティウォン 広島市中区八丁堀一番八号
住所 福岡 慎二
 - 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ゲオ	—	午前零時

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	"	午後二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三〇分から午後九時三〇分まで 午前零時から午後二時まで

四 届出年月日
平成二十二年五月二十六日
変更年月日
平成二十二年六月一日



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。
平成二十二年六月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
木佐木大助後援会	藤本 博一	甘田 貞好	山口市小郡下郷373の5		平成22、5、20
なかおるととちの会	岸 薫	玉浜美美子	岩国市青木町1丁目5番33号		" 14
きふね忠後援会	西村 勝人	大原 道子	岩国市美和町洪前1639		" 31
城業興後援会	城業 篤子	友恵 善苗	宇部市西宇部南2丁目13番7号の1		" 6
中林堅造後援会	横見 進	中林 正造	防府市新橋町14番47号		" 7

政治団体の名称	代表者の氏名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
	氏名	公職の種類				

選挙管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金	管 理 団 体	備 考
原田大二郎	参議院議員	名 称 原田大二郎と明 日の日本を創る 会	主たる事務所の所在地 山口市中央5丁目8番12号	代表者の氏名 原田大二郎 平成22 年5、21

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示(平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 顕

「社会福祉法人山口県コロナー協会身体障害者授産施設山口コロナー授産所」を「社会福祉法人山口県コロナー協会障害者支援施設山口コロナーワークセンター」に、「社会福祉法人山口県コロナー協会身体障害者福祉工場ワークショップ山口」を「社会福祉法人山口県コロナー協会障害福祉サービス事業ワークショップ・山口」に改める。



正 誤

平成二十一年十月二十七日山口県報の目次

保安林指定施業要件の変更	誤	正
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所		

平成二十二年六月十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁